

「災害支援枠」が新設！ 小規模事業者持続化補助金のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

- 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ） 1
- 2. 制度の概要 2
- 3. 申請枠 4
- 4. 申請～受給までのステップとポイント 8
- 6. 最後に 9

「災害支援枠」が新設！ 小規模事業者持続化補助金のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらず さまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は 補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには 審査で採択される必要があります
4. 補助金は 事業実施後の交付となります
5. 補助金は 返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者等が自ら経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援するものです。

申請枠は「通常枠」「賃金引上げ枠」「卒業枠」「後継者支援枠」「創業枠」と、令和6年1月に新しく創設された「災害支援枠」の6つがあります。

類型	内容	補助上限額 (インボイス特 例の上乗せ額)	補助率
通常枠	商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援	50万円 (50万円)	3分の2
賃金引上げ枠	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とする事業者を支援 (既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上)	200万円 (50万円)	3分の2 ※赤字事業者は4分の3
卒業枠	小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者を支援	200万円 (50万円)	3分の2
後継者支援枠	アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者を支援	200万円 (50万円)	3分の2
創業枠	過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者を支援	200万円 (50万円)	3分の2
災害支援枠	石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する被災小規模事業者に対し、災害からの事業再建の取組を支援	直接的被害 200万円 間接的被害 100万円 (-)	3分の2 ※一定の要件を満たす場合は定額

対象者、補助対象事業の要件、補助対象経費については基本的に各枠共通ですが、「災害支援枠」に関しては一部異なります。「災害支援枠」については、[3. 申請枠の「\(6\) 災害支援枠」](#)をご覧ください。

<対象者>

次のすべてに当てはまる小規模事業者（法人、個人事業、一定の要件を満たす特定非営利活動法人）

- ・資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）
- ・直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
- ・商工会または商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること
- ・持続化補助金（一般型、コロナ特別対応型、低感染リスク型ビジネス枠）で採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を、原則本補助金の申請までに受領された者であること
- ・小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと

<補助対象事業>

次の要件をいずれも満たす事業

- (1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること、あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること
- (2) 商工会または商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること
- (3) 次にあてはまる事業を行うものではないこと
 - ・同一内容の事業について、国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一または類似内容の事業
 - ・本事業の終了後、おおむね1年以内に売上げにつながることが見込まれない事業
 - ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

<補助対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

■ 3. 申請枠

(1) 通常枠

小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組について、補助します。

<補助内容>

- ・補助率：3分の2
- ・上限額：50万円

(2) 賃金引上げ枠

販路開拓の取り組みに加え、補助事業の終了時点で事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+50円以上であることが要件です。すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+50円以上を達成している場合は、現在（申請時点において直近1か月をいう）支給している事業場内最低賃金より+50円以上とする必要があります。

<補助内容>

- ・補助率：3分の2

※赤字事業者は補助率が4分の3に引き上げされます。赤字事業者の要件は、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下であることです。なお、「課税所得金額」は次のことを指します。

◇法人の場合：直近1期分の[法人税申告書の別表一・別表四（外部リンク）](#)「所得金額又は欠損金額」欄の金額

◇個人事業主の場合：直近1年間の[「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表（外部リンク）](#)の「課税される所得金額」欄の金額

- ・上限額：200万円

(3) 卒業枠

販路開拓の取り組みに加え、補助事業の終了時点で常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超過していることが要件です。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	6人以上
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	21人以上
製造業その他	21人以上

<補助内容>

- ・補助率：3分の2
- ・上限額：200万円

(4) 後継者支援枠

販路開拓の取り組みに加え、「アトツギ甲子園」においてファイナリストまたは準ファイナリストに選ばれることが要件です。

「アトツギ甲子園」とは、全国各地の中小企業の後継者(アトツギ)が、新規事業アイデアを競うピッチイベントです。詳細は公式ウェブサイトでご確認ください。

▼アトツギ甲子園

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>

<補助内容>

- ・補助率：3分の2
- ・上限額：200万円

(5) 創業枠

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であることが追加要件です。

「特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法に基づいて認定された市区町村の創業支援等事業計画における創業支援等事業のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識のすべての習得が見込まれる継続的な支援を創業者等に対して行う事業のことです。詳しくは、お近くの市区町村の創業担当窓口にご確認ください。

<補助内容>

- ・補助率：3分の2
- ・上限額：200万円

【インボイス特例対象事業者の上限額上乘せについて】

上記(1)から(5)の申請枠で、インボイス特例の要件を満たす事業者は、補助上限額が一律50万円上乘せとなります。

<インボイス特例の要件>

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、または免税事業者であることが見込まれる事業者および2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること

(6) 災害支援枠

令和6年能登半島地震による災害による被災区域4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）に所在する小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助します。

他の申請枠と同様に審査があります。また、補助事業を実施するには自己負担が必要となり、補助金は後払いとなります。

<対象者>

次のすべての要件を満たす小規模事業者等

- ・石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた事業者であること

被害を証する公的証明の添付（コピーでも可）が必要です。

◆**自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合**

市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類

（例：「罹災（被災）証明書」など）

※在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。

◆**令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合**

地方自治体が独自に発行した証明書

※間接被害とは令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることを指します。

- ・本事業への応募の前提として、早期の事業再建に向けた計画を策定していること
 - ※「計画」は、商工会・商工会議所の確認を受ける必要があります。
 - ※計画書の作成に当たっては商工会・商工会議所と相談し、助言・支援を得ながら進めることができます。
 - ※商工会・商工会議所の会員、非会員を問わず応募可能です。
- ・資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）
- ・確定している（申告済みの）直近過去3年分の「各年」または「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
- ・商工会または商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること
- ・「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の補助金交付を受ける者として不適当な者に当てはまらない者であること
 - ※「不適当な者」とは、法人等が暴力団である、役員等が不正の利益を図る

目的や第三者に損害を与える目的で暴力団または暴力団員を利用しているとき等をいいます。

- ・持続化補助金（一般型、コロナ特別対応型、低感染リスク型ビジネス枠）で採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を原則本補助金の申請までに受領された者であること（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）

※「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」において、第11回公募以降の補助事業者は申請できません。第10回公募以前の補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間を経過している場合は、申請が可能です。

＜補助対象事業＞

- (1) 「計画」に基づいて実施する事業再建のための取組であること
- (2) 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること
- (3) 次に当てはまる事業を行うものではないこと
 - ・同一内容の事業について、国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一または類似内容の事業
 - ・本事業の終了後、おおむね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業
 - ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの

＜補助対象経費＞

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費

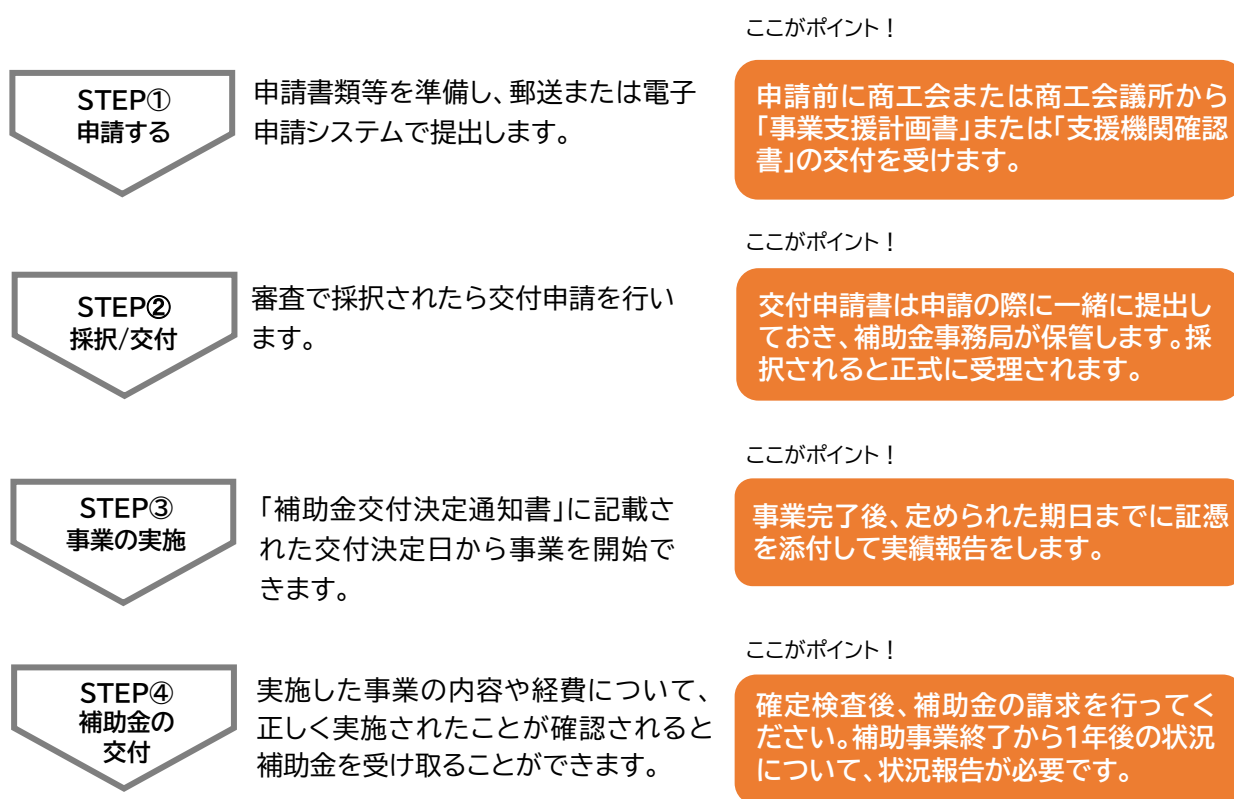
※今回の公募の特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降に補助事業を実施し、発生した経費をさかのぼって補助対象経費として認められます。

＜補助内容＞

- ・補助率：3分の2
- ※次のすべてに当てはまる事業者については、補助率が定額となります。

- (1) 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた次のいずれかに当てはまる事業者
 - ・ 事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ・ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
 - (2) 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - (3) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ・ 上限額：【直接的な被害があった事業者】200万円
【間接的な被害があった事業者】100万円

■ 4. 申請～受給までのステップとポイント



<申請にあたっての注意点>

- ・ 商工会地区の管轄地域で事業を営んでいる方は「全国商工会連合会」へ、商工会議所地区の管轄地域で事業を営んでいる方は「日本商工会議所」へ相談・申請してください。
- ・ 申請にあたり、災害支援枠は「支援機関確認書」が、それ以外の申請枠は「事業支援計画書」が必要です。これらの書類は、商工会または商工会議所

に作成・発行してもらいます。「支援機関確認書」の発行には1週間以上かかります。「事業支援計画書」発行については、補助金申請締切日の約1週間前が期日となっています。

- ・「災害支援枠」以外の申請枠は、原則、電子申請システムでの申請となります。郵送で申請を行った場合、減点調整されますのでご注意ください。
- ・「災害支援枠」の申請は郵送のみとなります。持参、宅配便、電子申請による送付は受付不可です。

■ 6. 最後に

小規模事業者持続化補助金は2014年に始まった制度で、令和5年度補正予算の成立により2024年も引き続き公募があります。申請スケジュールについては、小規模事業者持続化補助金の公式ウェブサイトを確認してください。

申請の際は、公募要領等に記載されている審査のポイント、加点項目を意識して事業計画を立てるようにしましょう。

<参考>

▼商工会地区

- ・小規模事業者持続化補助金<一般型>

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/index.html

- ・災害支援枠（令和6年能登半島地震）

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/ното/index.html

▼商工会議所地区

- ・小規模事業者持続化補助金<一般型>

<https://s23.jizokukahojokin.info/>

- ・災害支援枠（令和6年能登半島地震）

<https://s23.jizokukahojokin.info/ното/index.php>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年2月19日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。